



# 1月の市民無料相談

内容	日時
◆行政相談 行政機関などの業務に対する苦情、意見、要望などの相談	4日(月)・18日(月) 4日は十和田湖支所同時開催 午後1時～3時
◆人権相談 いじめや差別、家庭内や隣近所とのめごとなどの相談	8日(金)・22日(金) 午後1時～3時
◆法律相談 (定員7人) 相続、離婚、借金などの相談	27日(水) 午後1時～4時 ※20日(水)午前8時30分から予約開始
◆司法書士相談 (定員4人) 登記、相続、借金などの相談	21日(木) 午後1時～3時 ※14日(木)午前8時30分から予約開始
◆不動産相談 (定員4人) 不動産の売買、不動産の賃貸借などの相談	14日(木) 午後1時～3時 ※7日(木)までに要予約
◆くらしとお金の相談 多重債務、生活資金などの相談	13日(水) 午前10時～午後4時 ※要予約
◆法テラス青森 (法律相談) 借金・離婚・労働問題などの相談 ※資力基準に該当するかた	12日(火)・26日(火) 午後1時～4時 ※予約先 ☎ 050-3383-5552
◆消費生活相談 悪質商法、架空請求、製品事故などの消費生活の相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※要予約
◆交通事故相談 交通事故による損害賠償、示談などの相談	19日(火) ※予約先県庁 ☎ 017-734-9235

ところ まちづくり支援課市民相談室

申問まちづくり支援課 ☎ 6777

内容	日時
◆市税夜間納付・相談窓口	4日(月)～8日(金)、 25日(月)～29日(金)

とき 午後5時30分～8時 ところ 収納課  
問収納課 ☎ 6760

## 2月1日(月)が納期限です

- 市・県民税第4期
- 国民健康保険税第7期
- 介護保険料第7期
- 後期高齢者医療保険料第7期

### ●広報とわだ 12月号の訂正とお詫び●

17ページ「年末年始の業務案内」の市民文化センターの休日「12月28日(月)～1月4日(月)」は「12月29日(火)～1月3日(日)」の誤りでした。

訂正してお詫びします。



## 休日当番医

問健康増進課 ☎ 6790

1日(金)	十和田第一病院 ☎ 5511
2日(土)	村木内科胃腸科医院 ☎ 1010
3日(日)	篠田医院 ☎ 2022
10日(日)	藤井産婦人科医院 ☎ 5588
11日(月)	かわむらクリニック ☎ 1505
17日(日)	えとクリニック ☎ 2525
24日(日)	遠藤内科医院 ☎ 6318
31日(日)	鈴木内科医院 ☎ 1111

## その他の催し

<>…開始時間

4(月)	▶十和田市新年祝賀会<17:30> ～サン・ロイヤルとわだ (問秘書課 ☎ 6780)
5(火)	▶布工房 杼(ひ) さきおり展～市民文化センター (問布工房 杼(ひ)・野崎 ☎ 3808) (～31日)
7(木)	▶おしゃべりサロン「クローバー」<10:00・13:30> ～保健センター (問傾聴サロンとわだ・黒子 ☎ 090-2796-0999)
9(土)	▶話しのサロン・こころの広場ルピナス<10:00> ～勤労青少年ホーム (問健康増進課 ☎ 6791) (23日も開催) ▶語りの会・こま草「おはなしのゆうびんやさん」<10:30・13:30>～市民図書館 (問市民図書館 ☎ 37808) (23日も開催) ▶第31回蒼雲会書展<9:00>～市民文化センター (問蒼雲書道会・三浦 ☎ 25282) (～11日)
10(日)	▶平成28年成人式<14:00>～市民文化センター (問スポーツ・生涯学習課 ☎ 2318)
11(月)	▶北園小学校吹奏楽部第24回定期演奏会<13:30> ～市民文化センター (問北園小学校 ☎ 4361)
16(土)	▶わっこの会「読み聞かせ」<10:30>～市民図書館 (問市民図書館 ☎ 37808)
20(水)	▶第41回入学おめでとう大会<13:00>～市民文化センター (要整理券) (問榊デリー東北新聞社 ☎ 0178-44-5111)
23(土)	▶わんぱく農園感謝祭<13:00>～市民文化センター (問わんぱく広場保育園 ☎ 21089)
24(日)	▶2016みちのく十和田歌舞祭 演歌輪舞舞台<12:00> ～市民文化センター (2,000円) (問演歌堂ミュージック・渡 ☎ 090-3754-9351)
31(日)	▶25周年記念公演BEGINコンサート2015-2016 <17:30>～市民文化センター (全席指定高校生以上6,500円、 小中学生2,000円) (問市民文化センター ☎ 25200)

### 多重債務相談窓口

東北財務局青森財務事務所では、多重債務相談窓口を設置しています。借金などでお困りのかたはお気軽にご相談ください。相談は秘密厳守・無料です。

◆受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始除く)  
午前8時30分～午後4時30分

問青森財務事務所 ☎ 017-774-6488

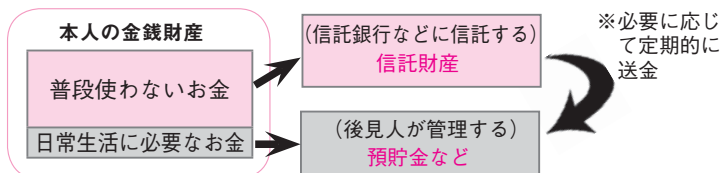
### 成年後見制度 ～ 後見制度支援信託をご存知ですか？

#### 1 成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではないかたについて、その本人の権利を守る援助者となる成年後見人等を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度の利用者数は増加しています。

#### 2 後見制度支援信託とは？

本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。信託した財産を後見人が払い戻すには、家庭裁判所が発行する文書が必要になります。本人の財産を適正、安全に管理するための仕組みで、平成24年2月に導入されました。



※詳しくは裁判所ウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.courts.go.jp/>